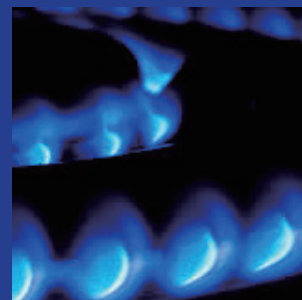









長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業などを支援します

鞍手町中小企業 電気・ガス等 価格高騰 対策支援金

鞍手町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、電気・ガス・油脂燃料の価格高騰の影響を受けている町内の中小企業などを対象に、6か月間の購入額の2割を支援金として交付します。
(上限額 法人50万円・個人15万円)



対象者 	鞍手町内に本社、本店、主たる事業所がある中小企業など ※農業者を含みます。個人・法人は問いません
対象者の要件 	①令和4年9月以前から事業による収入を得ており、申請後も引き続き事業を継続していること ②町税などの滞納がないこと ③国や県から同様の支援金を受ける対象者でないこと など ※福岡県医療機関等物価高騰立策支援金や福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金などの対象となっている医療機関、介護・福祉サービス事業所などは対象外です ※鞍手町施設園芸燃油価格高騰対策補助金の交付を受けている場合は対象外です
支援金の交付額 	6か月間に購入した電気・ガス・油脂燃料※①代金の合計額(対象経費※②)の2割 [例] 対象経費が330,300円(月平均55,050円)の場合 $330,300 \text{円} \times 20\% = 66,060 \text{円} \approx \boxed{66,000 \text{円}}$ (千円未満切り捨て) ※① 油脂燃料は、ガソリン、重油、軽油、灯油を対象とします ※② 対象経費が18万円未満の場合は対象外です。また対象経費からは、消費税、地方消費税を除きます
支援金の上限額 	法人には最大50万円、個人には最大15万円を交付
対象経費算定期間 	令和3年4月から令和4年9月までの連続する任意の6か月間 ※対象経費が、最も多くなる6か月間を選択できます
申請方法 	交付申請書(兼請求書)に次の書類を添えて申請してください ①直近の確定申告書の写し(第1表) ②預金通帳の写し(口座名義人、種別、口座番号、金融機関名などが分かるもの) ③誓約書 ④対象経費が確認できるもの(領収書または支払いが確認できる書類の写し) ⑤鞍手町内で現に事業を行っていることが分かるもの(確定申告の納税地が鞍手町外である場合) ※自家用と事業用の経費が一つの領収書に記載されている場合は、家事按分が必要で ※詳しい申請方法は、スマートフォンなどから確認できます(右上のQRコード) ※申請書類は、鞍手町役場地域振興課または鞍手町商工会に備えています。また、鞍手町のホームページからダウンロードできます URL http://www.town.kurate.lg.jp/
申請期間 	令和4年12月1日(木) から令和5年2月28日(火) まで



申請先
■
問合わせ

申請先は、鞍手町役場地域振興課です。詳しいことは、お問い合わせください
鞍手町役場 地域振興課商工振興係
 ☎ 0949-42-2111(内線 343) 〒 807-1392 鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地

申請期限
 令和5年
2月28日
 (火)まで